

1

たまごと鳥インフルエンザ



鳥インフルエンザについて

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ（ウイルス）がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なる**こと
- ・ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**され则认为られること

【食品安全委員会とは】

食に対する関心が高まるなど情勢の変化に的確に対応するため、食品安全基本法が制定され、平成 15 年に食品安全委員会が内閣府に設置されました。

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。

2

たまごと抗生物質



- **飼料安全法** — 卵を産む採卵鶏は、70 日齢以降、抗生物質を含む飼料を使用することは禁じられている
- **食品衛生法** — 抗生物質が含まれる卵の販売禁止

採卵鶏への抗生物質の使用については、卵に抗生物質が残留しないように法律で定められております。

採卵鶏は 140 日齢ぐらいから産卵を開始しますが、孵化後 70 日齢を超えたヒナの段階から抗生物質入りの配合飼料の給与は認められていません。

もちろん、採卵開始後の給与飼料には抗生物質の添加は一切認められておりません。